



平成 26 年 11 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 S H O E I
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 安 河 内 曠 文
(コード番号：7839、東証第 2 部)
問 合 せ 先 取 締 役 経 営 管 理 部 長 平 野 明 人
TEL 03-5688-5160 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 11 月 26 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 12 月 19 日開催予定の第 58 期定時株主総会に付議することを決議致しましたので、お知らせ致します。

記

1. 変更の理由

社外取締役の選任に備え、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、当社定款第 30 条に社外取締役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

なお、本規定の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線_は変更部分であります。)

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第 30 条 当社は、取締役会の決議によって、 取締役(取締役であったものを含む。) の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任につ いて、法令に定める要件に該当する場 合には賠償責任額から法令に定める最 低責任限度額を控除して得た金額を限	(取締役の責任免除) 第 30 条 (現行どおり)

<p>度として免除することができる。 (新設)</p>	<p><u>2. 当社は社外取締役との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</u></p>
---------------------------------	---

3. 日 程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 12 月 19 日 (金曜日)

定款変更の効力発生日 平成 26 年 12 月 19 日 (金曜日)

以 上